国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程の一部改正

現　　行	改　正	備考
国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程 （平成30年3月26日経規程第33号） 改正　平成30年7月2日経規程第34号		
第１条～12条　省　略	第１条～12条　現行どおり	
（運用の対象） 第13条　委託運用での運用対象は、第6条第2号から第8号までに掲げるものとする。	（資金運用計画） 第13条　委託運用での運用対象は、第6条第1項第2号から第8号までに掲げるものとする。	
２　省　略 ３　省　略	２　現行どおり ３　現行どおり	
第14条～第19条　省　略	第14条～第19条　現行どおり	
新　設	（運用により発生した利益の使途） 第20条　運用により発生した利益の使途は、役員会の議を経て学長が決定することとし、本学の教育研究の質の向上等に充てるものとする。	
（倫理規定） 第20条　運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程を準用する。	（倫理規定） 第21条　運用を担当する役員及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程を準用する。	
（見直し） 第21条　この規程の改正は、資金運用管理委員会及び経営協議会並びに役員会の議を経て行うものとする。	（見直し） 第22条　この規程の改正は、資金運用管理委員会及び経営協議会並びに役員会の議を経て行うものとする。	
附　則　省　略		

附　則（平成31年3月25日経規程第48号）
この規程は、平成31年3月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。